

地方分権改革に関する閣議決定

○令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抄)

宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。

[措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議)]

○平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抄)

宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。